



令和3年9月10日

学校保健課

学校給食費の誤徴収について

8月31日（火）に実施した市立小・中学校の学校給食費の口座引落しのうち、4件の保護者様への請求につきまして、誤った額を請求し、徴収していることが判明いたしました。心よりお詫び申し上げますとともに、以下のとおり詳細を報告いたします。

1 経緯

9月9日（木）に、担当職員が9月末引落日予定の請求データの精査を行ったところ、一部に給食開始日と請求日の不整合があることを確認しました。システム担当者に調査を依頼したところ、すでに徴収が終了している8月31日（火）の口座引落日分のうち4件について、実際の学校給食費よりも多い額を請求し、徴収していることが判明いたしました。

2 原因

学校給食の開始日に係るデータの確認ミスにより、年度途中で市立小中学校に転入された児童生徒の学校給食費について、正しい額の請求ができていなかったためであることが判明しました。

3 誤徴収件数詳細

	区分	入学時期	誤徴収期間	誤徴収額
A	小学生	7月	4月～6月	11,685円
B	小学生	7月	4月～6月	6,124円
C	中学生	9月	4月～7月	18,361円
D	中学生	9月	4月～7月	18,361円
	合計		4件	54,531円

4 対応

【対象者への説明について】

上記4件の保護者の皆様には、9月9日（木）から9月10日（金）にかけて担当職員が電話連絡し、事情を説明して謝罪するとともに、速やかに還付処理を行う旨お伝えし、皆様の理解を得ました。

【学校給食費管理システムについて】

今回判明した不具合については修正を行い、今後は正しい額での請求が実施できるよう努めてまいります。